

おあしす新川

子育てサポートのための、一般事業主行動計画

おあしす新川では、安心して育児休業を取得できる環境をつくり、女性社員の継続勤務について社内の理解を深めることによって、全ての従業員が仕事と子育てを両立させることができその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように子育てサポートの行動計画を策定します。

1 計画期間：平成 28 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで の 3 年間

2 内 容：

目標 1 育児休業制度の周知を図り、休業中及び復職後の処遇に関する情報を提供します。

【目標を達成するための方策と実施時期】

平成 28 年 4 月～ 提供情報内容の検討

平成 29 年 4 月～ 情報提供の実施

平成 29 年 6 月～ 対象となる社員への説明

目標 2 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを週 1 回、設定します。

【目標を達成するための方策と実施時期】

平成 28 年 7 月～ ノー残業デーの設定

目標 3 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知をします。

【目標を達成するための方策と実施時期】

平成 28 年 4 月～ 対象となる社員への説明と手続きの代行をします。